

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ ～住宅手当緊急特別措置事業の創設～

住宅手当緊急特別措置事業とは

平成21年10月より、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、**住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者を対象**として、**6月間を限度**として住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(手当の支給額は地域ごとに上限額が設定されます(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠))

県郡部の場合 27,000円(単身世帯) 35,000円(2～6人世帯)
42,000円(7人以上世帯)

住宅手当の支給対象者

支給申請時に以下の要件全てに該当する方が対象となります。

2年以内に離職した方

離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方

就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方

住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方(喪失するおそれのある方は下記 及び の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方)

原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計を一とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること。

単身世帯:8.4万円 複数世帯:17.2万円

生活を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。

単身世帯:50万円 複数世帯 100万円

国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付)、自治体を実施する類似の貸付又は給付等を受けていない方

手当支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

住宅手当を受けるには

住宅手当の支給を希望される方は、

県又は市の担当窓口へ出向き、制度等についての説明を受けます。

離職関係書類等証明書類を添えて、「住宅手当支給申請書」を提出します。

住宅を喪失している方の場合は

- ・不動産媒介業者等に赴き、入居希望住宅を探していただきます。
 - ・審査の後、「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。
 - ・証明書を持参のうえ、不動産媒介業者等において住居の賃貸借契約を結び、入居していただきます。
 - ・契約書の写し等必要書類を提出後、「住宅手当支給決定通知書」が交付されます。
- 県又は市の担当課から入居住宅の貸主等に、住宅手当が振り込まれることとなります。

住宅の初期費用及び生活支援への対応

賃貸住宅の契約を行う際には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

生活福祉資金(総合支援資金)

継続的な生活相談・支援(就労支援等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費 :40万円以内
- 2) 生活支援費 :2人以上世帯/月20万円以内(単身15万円以内) 最長1年間
- 3) 一時生活再建費 :60万円以内

貸付利率:連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住宅手当支給までの生活費が必要な方は

住宅手当を受給するまでの間の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付(10万円以内)

貸付利率:無利子、連帯保証人不要

参考:その他の雇用施策等の概要

就職安定資金融資

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、離職に伴い住居喪失状態となっている方に対して、住宅入居初期費用等の資金を貸し付けることにより、住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援するための融資。

住宅入居初期費用	貸付上限額50万円
家賃補助費	貸付上限額36万円(6万円×6月)
生活・就職活動費	貸付上限額100万円

訓練・生活支援給付

雇用保険を受給できない方が、対象の職業訓練を受講する場合、主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付。

(単身者:10万円/月、扶養家族を有する方:12万円/月)

制度のお問い合わせ先(窓口一覧をご参照ください)。

住宅手当緊急特別措置事業・・・県内の市に居住又は居住する予定の方は、各市の福祉事務所
町に居住又は居住する予定の方は、県の福祉事務所

総合支援資金融資、臨時特例つなぎ資金貸付・・・居住又は居住する予定の市町の社会福祉協議会

就職安定資金融資・・・居住又は居住する予定の市町を管轄する公共職業安定所

訓練・生活支援給付・・・居住する市町を管轄する公共職業安定所